

# うるま市保育士等再就職促進支援金

離職している保育士等が保育所等へ再就職することを促進し、人材の確保を図るための支援金です。

支援金 100,000円

1. 対象者：保育士、保育教諭、幼稚園教諭（以下「保育士等」）

2. 交付条件：次の①、②、③の条件をすべて満たす者

①私立認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園、公立保育所、公立幼稚園（以下「保育所等」）を離職後、1年以上が経過した後、うるま市内の保育所等へ就職した者。又は保育士等の資格取得後、一度も保育所等で勤務経験がないまま1年以上が経過した後、うるま市内の保育所等へ就職した者。

②うるま市内の保育所等へ就職した後、保育士等として6ヶ月以上継続して勤務した者。

③保育士等として就職してから半年が経過するまでの間、一日6時間以上勤務し、かつ、月20日以上勤務している者。

3. 申請の流れ

①うるま市内の保育所等へ就職して、6ヶ月以上勤務する。

②保育幼稚園課へ交付申請書を提出する。

③審査後、交付決定・確定通知が送付される。

④保育幼稚園課へ交付請求書を提出する。

⑤保育幼稚園課より支援金が支払われる。



問い合わせ先：うるま市役所 保育幼稚園課 ☎098-973-5427

# うるま市保育士等再就職促進支援金 Q&A

Q1. これまでコンビニで働いており、4月から市内の公立幼稚園で勤務することになったのですが、支援金の対象となりますか？

A1. コンビニ等で勤務されている方であっても、保育所等で1年以上勤務がなく、その後、市内の保育所等へ就職し、6か月以上継続して勤務した方は対象となります。

Q2. 市外の保育所等で勤務しており、4月から市内の公立保育所で勤務した場合、支援金の対象となりますか？

A2. 対象外となります。主な理由として、再就職促進支援金等の支援金目当ての転職を抑制する為です。

Q3. 支援金を受ける為には、いつまでに申請が必要ですか？

A3. 再就職から6ヶ月を経過した日から6ヶ月以内に申請が必要となります。



Q4. 申請書以外に必要な提出書類もありますか？

A4. 下記の書類の提出が必要です。

## 【本人が準備するもの】

- ・保育士等の資格証の写し
- ・雇用契約書の写し ※保育所等の雇用契約書の写しでも可
- ・前職の離職証明書 ※指定の誓約書でも可

## 【保育所等が準備するもの】

- ・業務従事証明書 ※指定の様式
- ・履歴書の写し

